

## 1 法的根拠

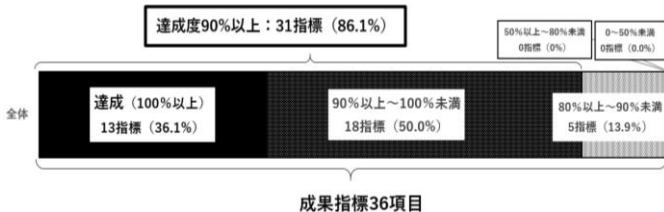
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条  
教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成の上、議会に提出し、公表することが義務付けられている。また、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 令和4年度の結果 (1) 指標の結果

『第3期未来をつくる堺教育プラン』策定時に設定した基本施策の成果指標 (36項目) について、令和4年度の目標値に対する結果は次のとおり。

達成度\*の結果：90%以上の達成度 31項目 (全体の86.1%)  
目標値を達成した指標は13項目 (全体の36.1%) であった。\* (R4実績値÷R4目標値×100) %

### 達成度の結果 (第3期プランの成果指標)



### 成果指標36項目

報告書は、教育委員会の定例会等の開催状況や、『第3期未来をつくる堺教育プラン』の概要、基本施策及び主な取組事業の点検・評価、学識経験者による講評から構成されている。(全84ページ)

令和4年度版では、「第3期未来をつくる堺教育プラン」の最終年度である令和7年度の目標値達成に向け、改善が必要であると考えられる、令和3年度版で成果指標の達成度が低い基本施策を重点的な点検・評価の対象とした。また、第3期プラン策定時に設定済の指標に加え、多面的な視点 (子ども視点と教員視点等) で指標を新たに設定することで、基本施策を適切に評価できるようにした。

## 3 学識経験者の講評

法の趣旨に則り、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用として、2名の学識経験者からヒアリングを実施し、指導及び助言を求めた。  
幅広く手厚い取組・事業を積極的かつ着実に進め、多様なアイデアやICTを生かしてきめ細かな努力を継続し、より改善していくために積極的に取り組んでいるとの評価、また、「第3期未来をつくる堺教育プラン」の基本施策及び事業・取組の目的達成に向けた事業展開や、成果指標の達成度が低い基本施策を重点的な点検・評価とした実施手法に関することや、今後の新たな分析方法の提案など、様々な講評を頂戴した。

- ・森田 英嗣 氏 (大阪教育大学 大学院連合教職実践研究科教授)
- ・葛西 耕介 氏 (愛知県立大学 教育福祉学部准教授)

## 4 今後の予定

令和5年8月22日 市議会本会議で諸般の報告  
8月23日以降 市HP等での公表

## 2 令和4年度の結果 (2) 各事業の結果 ※主な取組を抜粋

・は主な取組内容、➤は今後の方向性を示す。

### 基本的方向性1 未来を切り拓く力の育成 (基本施策5-8)

#### (5) 健やかな体の育成

- ・ 体力向上研究指定校5校において、体力向上に係る実践研究の実施及び関西大学学部生を体力向上サポーターとして派遣した。
- 体力向上研究校の取組を全小中学校に周知し、各校において運動時間の増加や指導者研修・授業改善に関する指導助言を行う等の体育授業内容の充実を図る。教員の負担軽減の観点を含め、大学等の連携による体力向上サポーター派遣、地域人材の活用等、持続可能な体力向上の取組のあり方について検討する。
- ・ 全小中学校で、各自で睡眠を改善するため、みんくAIアプリを活用した生活習慣の改善やセルフコントロール力の向上に向けた取組を実施した。
- 年7回開催のみんくリーダー研修、講演会等を実施し、実践効果を各学校園に情報発信し、実践校を増やす。これまでの睡眠改善の取組に加え、夜間のスマートフォン等使用時間の減少に向けたスマートフォン用ルールの策定に向けて、指導及び啓発活動に取り組む。
- ・ 部活動の充実、教員の負担軽減を目的に、顧問教員と連携し、顧問教員を補佐しながら指導や管理運営を行う部活動指導員18名を14校に配置した。
- 部活動指導員を配置し、専門性の高い指導を受けられる等の部活動の充実や教員の負担軽減を進める。部活動の指導にあたっての研修を継続して実施し、医・科学的に理論づけられた部活動指導を推進する。
- ・ 小中一貫した食育の推進に向けて、令和4年度は栄養教諭30名が栄養教諭未配置校 (小学校30校) を訪問し、学校給食を活用した食育、学校給食に関する保護者からの相談対応への同席等の取組を試行実施した。
- 小学校の栄養教諭に加え、学校栄養職員・臨時技師 (臨時的任用の学校栄養職員)、中学校の栄養教諭が、栄養教諭未配置校 (小学校48校) を訪問指導する。食に関する指導にあたっては、全小学校において、朝食の大切さについての指導を行う。

#### (8) 学びの機会の確保

- ・ 校内での児童生徒用パソコンの活用推進を担う各学校の教育ICT担当教員に対して、学期に1回の集合研修を行い、中学校区のグループを形成して各学校における活用状況や課題等の情報交換を行った。また、活用推進に向けた具体的な取組について意見交換を行った。全教職員対象でGIGAスクール推進に関する実践事例や課題解決等を情報共有する「堺市GIGAスクールコミュニティ」をTeams内に設け、ICT活用率 (頻度) の学校間格差の解消を図った。
- 授業で児童生徒用パソコンを活用する頻度の格差解消に向け、これまでの集合型研修に加え、訪問型研修を実施する。また、ICT活用で優れた教員をインフルエンサー (ICT活用研究員) として指定し、活用事例の研修等により伴走支援することで、教職員のパソコンやソフトに対する不安の解消や懸念を払拭し、教職員のICT活用を促進する。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力状況に応じ、日本語指導センター校 (拠点校4校) による通級指導やICT端末を活用した遠隔指導を実施した。小学校就学前の幼児やその保護者を対象としたプレスクールを実施した。
- 令和4年度から新設した、日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力に応じた学習サポート支援を行う日本語サポーター派遣を引き続き実施することで、それぞれの指導形態に応じたよりきめ細かな日本語指導を進める。小学校就学前の幼児やその保護者を対象に、学校での生活体験や日本語学習ができる場として、プレスクール事業を本格実施する。

- ・ 不登校児童生徒の増加に対する対応として、出張教育支援教室深井教室を開室し、48人の登録があった。既存の教育支援教室においても令和4年度入室生は令和3年度と同程度の高水準で推移している (※令和3年度入室生：170人、令和4年度入室生：172人)
- 出張教育支援教室深井教室の開室回数を週2回から4回に拡充し、より利用しやすい環境を醸成する。出張教育支援教室を含めた運営を滞りなく進め、個々の不登校児童生徒に応じた支援を展開する。
- ・ スクールカウンセラーを全中学校 (43校)・高等学校 (1校)、小学校 (28校) に配置した (1配置校あたり年35週、週1回)。なお、小学校は令和3年度と比較して3校増配置した。
- 令和5年度は小学校28校配置から31校配置へと拡充する。中学校区でのスクールカウンセラーの活用を進めるために、中学校区のスクールカウンセラーが情報交換できる時間を連絡会で設ける。
- ・ スクールソーシャルワーカーを各区に配置した。(計9人 令和3年度4月当初と比較し2人増配置)
- スクールソーシャルワーカーの育成を担うスーパーバイザーによる月2回の研修会の実施及び各スクールソーシャルワーカーへの個別支援を行い、対応力を高める等、スクールソーシャルワーカーの質の向上を図る。スクールソーシャルワーカーの人材育成に加え、配置の拡充を図る。
- ・ 教育相談に関する教職員研修について、児童生徒理解や基礎的な面接技能等に関する研修、学校の抱える喫緊の課題に焦点をあて、課題解決につながるような研修を実施した。
- ケース会議等を実施し、相談員の専門性向上を図ることで、来所者に必要な情報を提供し、課題の早期解決につながる充実した教育相談を実施する。

### 基本的方向性3 安全・安心な学びの場づくり (基本施策11)

#### (11) えがおあふれる学びの場づくり

- ・ スクールサポートチームを学校に派遣し、学校と連携しながら、教員の指導サポート、子どもに対する働きかけ等の、直接的、集中的な支援を行った。また、いじめ事案に対し事態が深刻化しないよう、関係機関と連携した組織的な対応等について助言を行った。
- 学校だけでは対応困難な事案に対して早期解決を図るため、指導体制のあり方や対応について協議し、専門家や関係機関等とより一層連携した取組を行う等、生徒指導体制の見直しを行う。また、学校と連携し、教員の指導のサポートや子どもに対する働きかけを行う等、直接的、集中的な支援を行う。
- ・ 小学校1・2年生を担当する研修未受講の教員に対して、SAFEプログラムを実施するために動画配信型研修を実施し、54名が受講した。また、計81校がSAFEプログラムの実施や、いじめ・暴力防止 (CAP) プログラムを小学校213学級、中学校34学級で実施した。全中学校の生徒会代表者を対象に、リーダーの育成を目的とする研修の実施や、いじめ認知共有システム (iシステム) を全校導入した。いじめ事案に対し、いじめ対策チーム (いじめ巡回指導員や学校危機管理アドバイザー等) を179回派遣した。
- 各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を全教職員が理解し、いじめの積極的認知を進め、専門家チームやICT等を活用した未然防止、早期発見と組織的な対応を的確に実施する。いじめ認知共有システム (iシステム) を活用し、いじめの認知と早期発見、早期対応、組織対応に取り組む。教育委員会事務局では、学校での取組の実効性を高めるための指導・助言を行う。学校生活における児童生徒の意欲や満足感、学級集団の状態を測定するhyper-QUを4校へ試験的に実施する。新たにいじめ予防や早期対応のための、いじめ防止授業を実施する。